

(お知らせ)

令和2年2月21日

京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部

〔担当：行財政局防災危機管理室〕

電話：075-222-3210

京都市における新型コロナウイルス感染症対策の取組について

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に国際的に感染が広がる中、国内においても感染が拡大しています。

京都市においては、2月5日以降、新たな感染は発生していませんが、昨日、厚生労働省から、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための国民の皆様へのメッセージが発表されており、今後の京都市の対応等について、お知らせします。

1 京都市主催のイベント等の開催

各局区等に対し、2月19日付で通知したところですが、厚生労働省の新たなメッセージを踏まえ、今後のイベント等については、開催の必要性を改めて検討し、予定どおり開催することが妥当と判断するイベントは、アルコール消毒液の設置等の感染防止対策や体調不良の方への参加自粛の要請等の注意喚起を行ったうえで、**適切に開催**することとします。

特に、規模が大きく、重要度の高いイベントについては、共催団体等とも綿密に協議のうえ、個別に感染拡大防止対策を実施することとします。

上記を原則としますが、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととします。

2 京都市職員の感染症防止対策

本市職員についても、風邪のような症状がある場合には出勤を自粛させるとともに、**時差出勤等の実施に向けて調整**しており、感染拡大防止に努めてまいります。

3 社会福祉施設等における対策の徹底

これまでの感染事例では、とりわけ高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化しやすいとされており、仮に社会福祉施設等において患者が発生すると、多数の重症者が生じるといったことも考えられるため、引き続き、**高齢者や障害者、これらの関係施設をはじめ、市民に注意喚起**をしてまいります。

4 市内の中小企業等に対するきめ細かな支援

京都府と共に「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を開始したほか、引き続き、観光客の減少やサプライチェーンの毀損等による事業活動への影響を把握し、**中小企業等に対して必要な支援を実施**してまいります。

○新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口件数（2月21日午前8時現在）

1,642件（1月31日午前8時45分から2月21日午前8時までの累計）

※ 京都市では、国に先駆け、1月31日から、新型コロナウイルスに関するお知らせや一般的な相談に応えるため、24時間体制の専用電話相談窓口を開設しています。

○新型コロナウイルス疑似症検査件数（2月20日結果判明分）

検査件数 36件（府・市の合計）（うち陽性件数1件）

※ 上記のほか、国検査による陽性件数が1件

※ 京都市では、2月10日に京都府や医師会、関係医療機関と協議を実施し、国に先駆け、国の示す基準を広く解釈し対応しています。

なお、本市では、昨年12月の京都市危機管理センターの開設に合わせて導入した「LINE WORKS」を活用し、新型コロナウイルス感染症対策の状況の変化等について、全ての局区等で迅速かつ的確な情報共有を図っています。